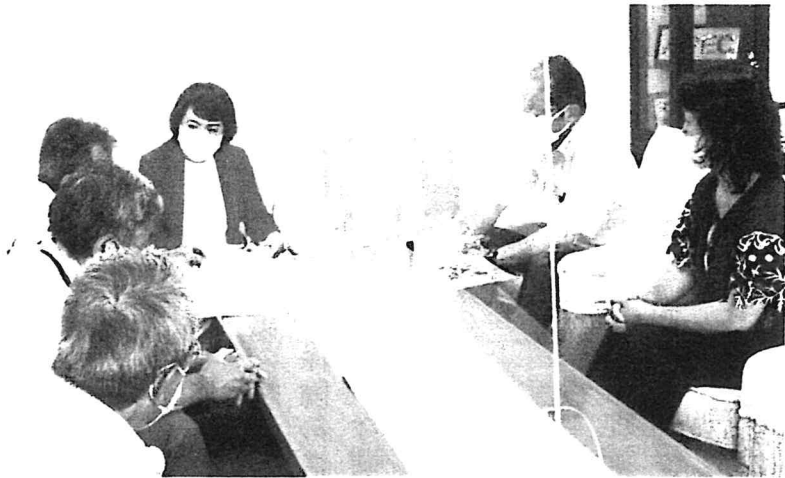


議長に要請する党区議団



## 区議会議長に臨時議会開催を要請

区民から、区議会議員全員に「オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書を国にあげてほしい」という手紙が送られてきました。

党区議団は、7月19日、区議会議長に臨時議会を開催するよう要請しました。

現在の予定では、区議会開催は、オリンピック・パラリンピック閉会後の9月7日となっています。

議長は、「この場で答えることはできないので、あらためて返事をする」と対応しました。

地方自治法では、25%以上の議員が求めれば、議会を開かなくてはなりません。党区議団はその要件を満たしていません。

臨時議会要請について、各党派幹事長にお諮りはしたものの同意は得られませんでした。

オリンピック・パラリンピック中止の声は、多くの区民の皆さんから寄せられていました。

葛飾区議会も、区民の声にしっかりと寄り添っていかなくてはなりません。

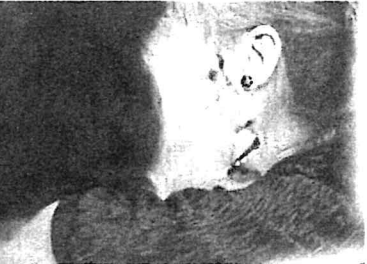
## 日本政府は核兵器禁止条約に

### 署名・批准せよ！

4年前、国連で核兵器禁止条約が採択され、今年1月には核兵器禁止条約が批准されました。

しかし、日本は被爆国にもかかわらず、未だに署名・批准はしていません。

忘れてはなりません。日本は第二次世界大戦後、核の平和利用として誤った道へ進み、10年前に福島第一原発という悲劇をもたらしました。



声を上げれば政治は変わります。核のない平和な世界へ、核のない日本へ、核兵器禁止条約を批准することを強く求めます。7月24日西井堀公園で江戸川から横断幕を引き継ぎ、青戸平和公園で足立区へつなぎました。

生活・法律相談  
毎月第一水曜日 18:30～ 木村ひでこ事務所にて  
木村ひでこ事務所若しくは携帯にお電話下さい。

日本共産党葛飾区議会議員団

きむら

こんにちは  
木村ひでこです

事務所 葛飾区青戸5-27-5  
Tel:03-3690-8631 携帯090-8640-5378

2021年  
8月号  
No.53



## 介護施設の補足給付基準が8月から 変わり、一部は負担増になります。

一月2万円超の負担増

施設に入居する高齢者の部屋代や食費は、介護保険サービス利用料（原則1割負担）とは別に必要です。

8月以降の負担額の上限は上記のように決まりました。

### 【例】

ひとり暮らしの女性（70歳）の前年度の年金収入が100万円、住民税は非課税、預貯金や有価証券などの保有額が合わせて300万円なら、第3段階①になり、部屋代はユニット型個室では1日あたり1310円、食費は650円となります。

### 【例】

ひとり暮らしの女性の年金収入が、120万円超だと、基準の見直しの場合、第3段階②となり、食費は1日あたり1360円となり、1か月間2万円超の負担となります。

### 【例】

第2段階～第3段階②の場合、今までは、預貯金や有価証券などの資産の基準が、今年の7月までは「単身1000万円、夫婦2000万円」でした。しかし、今年の8月からは、より厳しくなり、一定の以上の保有資産があれば、年金生活で収入は少なくとも第4段階となり補足給付はなくなり、部屋代はユニット型1日あたり2006円、食費は1日あたり1445円の負担となり、自己負担額は最も高くなります。

	対象者の条件		部屋代 (1日あたり)		食費 (1日あたり)
	収入など	預貯金などの上限	多床室	ユニット型個室	
第1段階	本人が老齢福祉年金・生活保護受給	単身1000万円 夫婦2000万円	なし	820円	300円
第2段階	年金収入など80万円以下	単身650万円 夫婦1650万円	370円	820円	390円
第3段階 ①	80万円超120万円以下	単身550万円	370円	1310円	650円
第3段階 ②		夫婦1550万円			
第3段階 ③	120万円超	単身500万円 夫婦1500万円			1360円
第4段階	第1～第3段階に当てはまらない		特養855円 その他377円	2006円	1445円

国の考えは、高齢化が進む中で、介護保険財政の安定を図るためと言って、それぞれの所得、資産に応じて負担増と言っていますが、高齢化が進んでいるのは自然の流れであり、福祉に対する予算を削らないで、それに見合った予算をしっかりとるべきです。

2000年に、介護の社会化をかかげて介護保険制度が導入されましたが、今年が21年目です。現在の状況は、保険あって介護なしと言われるように介護保険料が高く、使いたいサービスが使えないなど様々な問題が起こっています。

また、自宅で介護を続けたいけど続けることが困難であったり、葛飾区では特別養護老人施設の待機者が1300人近くいます。（7～30時点）介護保険制度の改悪が一番の問題です。

日本国憲法第25条で、生存権の保障が定められており、必要な医療・介護は国の責任です。高齢になっても住み慣れた地域で、必要な支援を受けて住み続けられるようにするのは、住民福祉の向上を使命とする自治体の責任です。

## 介護施設の補足給付とは

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設などの施設で暮らす高齢者の食費や部屋代は、補給付という公的補助の仕組みがあって、自己負担の上限が世帯の収入などで変わります。